

# 令和8年度 要安全確認計画記載建築物耐震診断事業のご案内

## 1 事業の目的

この事業は、地震に強い安全なまちづくりを推進するために、建築物の耐震対策を支援するもので、建築物の耐震診断にかかる経費の一部を補助するものです。

## 2 補助予定棟数・受付期間

○補助予定棟数 7棟 ※予算の都合などにより変更することがあります。

受付は先着順で行い、予算上限に達した時点で終了いたします。(到達日受付分は抽選とします。)

○受付期間・受付場所 令和8年5月7日(木)～10月30日(金)

建築指導課(市庁舎17階)

(受付は土、日、祝日を除く午前8時45分～午後5時30分までとします。)

## 3 対象となる建築物

岐阜県耐震改修促進計画(平成19年3月策定)別表2に記載された道路に接する建築物で、

①-③のいずれにも該当するもの

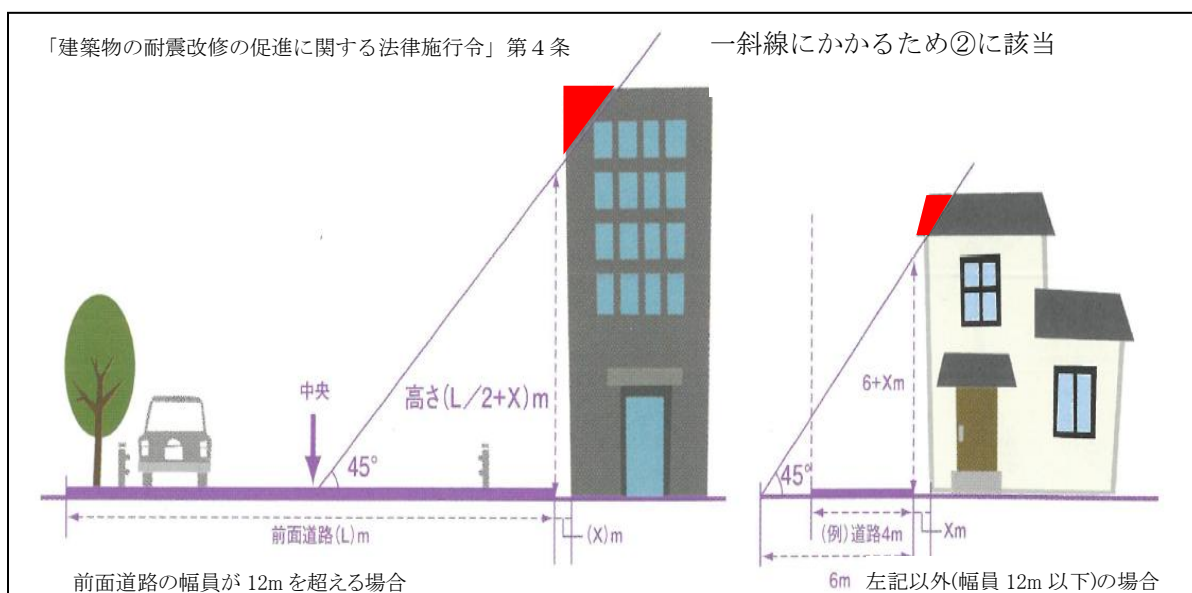
① 昭和56年5月31日以前に着工した建築物

※同年6月1日以降に検査済証の交付を受けたものは除く

② 建築物の高さが、前面道路の境界線までの水平距離に次のイ又はロに定める距離を加えた数値を超える建築物

イ 前面道路の幅員が12m以下の場合 6m

ロ 前面道路の幅員が12mを超える場合 前面道路の幅員の1/2に相当する距離



③ 建築基準法令に違反していないもの(違反している場合は違反是正が行われることが確実であると認められるものを含む)

## 4 対象となる耐震診断

一級建築士(建築士法第3条第1項各号に掲げる建築物に該当しない一戸建て住宅にあつては、二級建築士も可)であり、国土交通大臣の登録を受けたもの※を終了した者が行う耐震診断

※詳細は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第5条第1項による

### 【耐震診断方法】

- ・ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号)別添の指針に基づく耐震診断であること。
- ・ 原則として、木造の耐震診断に使用するソフトは、(一財)日本建築防災協会発行「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断法の診断プログラムWee2012(Ver1.2.0)、Wee2012(Win10)(Ver.2.1.0)、(一財)日本建築防災協会評価済ソフトとする。鉄骨造、鉄筋コンクリート及び鉄骨鉄筋コンクリート造の耐震診断にあつては、電算ソフトを使用したものであり、かつ、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造については第2次診断まで実施されるものであること。
- ・ 当該基準の適用範囲外の建築物は補助対象外になりますのでご注意ください。

### 【診断等の結果の判定】

耐震診断の結果について、木造の一戸建て住宅を除き、岐阜市建築物の耐震改修の促進に関する法律の事務処理要綱別表に掲げる者(以下「耐震評価委員会等」という。)  
(別表第1)に諮られる必要があります。

## 5 補助金の額

耐震診断に要する経費(耐震評価委員会等に諮る費用を含む)と、下記に定める限度額に延べ面積を乗じて得た額に設計図書、第三者機関の判定等、通常診断に要する費用以外の費用を加算した額を比較して、いずれか少ない額を補助金の額とします。

補助対象となる経費の限度額	
延べ面積	限度額
1,000㎡以内の部分	4,580 円/㎡
1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分	2,350 円/㎡
2,000㎡を超える部分	1,570 円/㎡

設計図書復元、第三者機関の判定等、通常診断に要する費用以外の費用は235万円を限度として加算

### 【注意点】

- ・ 消費税及び地方消費税については、仕入税額控除を行わない場合のみ補助対象経費に含めることが可能です。
- ・ 岐阜県又は岐阜市が行う他の補助金等を活用する場合は、補助対象経費が重複しないこと。
- ・ 診断料等の経費が限度額を上回った場合、その上回った部分については全て自己負担です。
- ・ 耐震診断に要する経費を4,000で除し、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた後、4,000を乗じて得た額が補助対象となる経費になります。

## 6 補助を受けられる方

対象となる**建築物の所有者**（分譲マンションにあつては、管理組合又は管理組合法人）

（注）同一年度内に、同じ申請者が複数回の補助申請をすることはできません。

（注）当該年度の1月中旬までに補助事業等実績報告書の提出が必要となります。

（注）事業完了の日から起算して30日以内に補助事業等実績報告書を提出されない場合は、補助が受けられなくなります。

## 7 申込み時に必要な書類（交付申請）

- 補助金等交付申請書
- 事業計画書
- 添付書類

- ・ 建築物の建築時期、所有者が確認できる書類の写し  
（家屋の課税明細書、固定資産税納税義務者（登録事項）証明書の写しなど）  
※申請者が法人及び管理組合（分譲マンション等）の場合、代表者が確認できる書類の写しも必要
- ・ 耐震診断を行う建築士の免許証の写しおよび耐震診断資格者登録証の写し
- ・ 建築物の平面図及び立面図
- ・ 基準時（申請対象建築物が建築基準法第3条第2項の規定の適用を受ける既存不適格建築物となった期間の始期をいう。）以前の建築基準法令への適合状況を確認できる図書等
- ・ 要安全確認計画記載建築物の対象であることが確認できる図書等
- ・ 耐震診断費の見積書の写し
- ・ 消費税等仕入税額控除確認書
- ・ 相手方登録申請書（未登録または登録事項に変更がある場合）  
（相手方登録は市ホームページ上、「岐阜市オンライン申請総合窓口サイト」からも申請できます）

## 8 診断が完了した時に必要な書類（実績報告）

- 補助事業等実績報告書
- 事業実績書
- 添付書類
  - ・ 耐震評価委員会等に諮られた書類の写し
  - ・ 耐震診断の結果が確認できる書類（計算書等）
  - ・ 耐震診断の結果の報告書
  - ・ 耐震診断費の領収書の写し

## 9 消費税等仕入控除税額が確定した時に必要な書類

※消費税等を含め、補助金の交付を受けたのみ対象となります。

- 消費税等に係る仕入控除税額報告書
- 上記内容が確認できる書類

## 9 別表

別表第1 (耐震評価委員会等)

都道府県の建築士事務所協会
一般財団法人日本建築防災協会が設置する既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に参加する法人であって、法第17条第3項第1号に規定する基準の適合判定業務を行う一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人
岐阜県建築物の耐震改修の促進に関する法律の事務処理要綱第3条に規定する知事の認めた専門機関 ・株式会社確認サービス ・日本 ERI 株式会社 ・NPO 法人コンクリート技術支援機構 ・ビューローベリタスジャパン株式会社

お問合せ先 岐阜市 まちづくり推進部 建築指導課 耐震係 <直通> 058-265-3904
--

(手続きの流れ)

